



金沢市公報

第2477号

平成17年(2005年)3月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1
金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づく届出のあった個人情報ファイルについて (広報広聴課)	2
生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療を担当させる機関の指定について (生活福祉課)	2
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止について (")	2
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止について (")	2
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (保健推進課)	3
市道の区域の変更について (生活道路整備課)	3
道路の供用の開始について (")	3
公告	
一般廃棄物処理計画のうち平成17年度の実施	

計画について (環境総務課)	4
浄化槽保守点検業者の登録について (環境保全課)	8
地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	8
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (区画整理課)	8
土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について (")	9
建築基準法の規定に基づく道路の指定について (建築指導課)	9
開発行為に関する工事の完了について (")	9
農業委員会告示	
第573回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	10
第313回金沢市農業委員会農政部会の招集について (")	10
第283回金沢市農業委員会振興部会の招集について (")	10

告 示

●金沢市告示第59号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
湊町会	代表者の氏名 及 び 住 所	羽場 利一 金沢市湊2丁目118番地58	能木場 正 金沢市湊2丁目118番地10	平成14年 1月7日
		能木場 正 金沢市湊2丁目118番地10	山口 晴正 金沢市湊2丁目120番地43	平成15年 1月14日
		山口 晴正 金沢市湊2丁目120番地43	辰巳 一郎 金沢市湊2丁目120番地50	平成16年 1月16日
		辰巳 一郎 金沢市湊2丁目120番地50	小川 徹 金沢市湊1丁目103番地	平成17年 1月10日
須崎町会	代表者の氏名 及 び 住 所	新森 秀一 金沢市須崎町口212番地	松原 弘明 金沢市須崎町口142番地1	平成16年 1月4日

		松原 弘明 金沢市須崎町口142番地 1	中村 勝彦 金沢市須崎町ト31番地	平成17年 1月10日
福増南町会	代表者の氏名 及び住所	吉川 裕一 金沢市福増町南304番地	吉田 政弘 金沢市福増町南328番地 1	平成17年 1月16日

●金沢市告示第60号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第21条第1項の規定による届出のあった個人情報ファイルについて、同条例第22条の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

新たに作成し、又は取得した個人情報ファイル

名 称	利 用 目 的	収 集 方 法	収 集 対 象 者 の 範 囲	記 録 項 目
聴覚障害者用FAX設置者リスト	聴覚障害者から火災、救急等の119番FAX通報に対応するため	庁内の他部門から	障害福祉課が管理する聴覚障害者等ファックス設置者	氏名、住所、電話番号及び障害

●金沢市告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木村内科医院	金沢市間明町1丁目346番地	平成16年11月27日
三千館薬局	金沢市高尾台1丁目87番地	平成16年12月1日
野村歯科医院	金沢市彦三町1丁目3番3号	平成16年12月2日
きたばやし医院	金沢市笠舞1丁目23番40号	平成16年12月7日
しま矯正歯科	金沢市鞍月5丁目128番地	平成16年12月7日
すがわら整形外科クリニック	金沢市木越町ト35番地1	平成16年12月15日
アイビー薬局	金沢市入江2丁目232番地	平成16年12月21日

●金沢市告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
木村内科医院	金沢市間明町1丁目346番地	平成16年11月26日
三千館薬局	金沢市平和町2丁目11番14号	平成16年11月30日
野村歯科医院	金沢市彦三町1丁目3番3号	平成16年12月1日
アイビー薬局	金沢市入江2丁目232番地	平成16年12月20日
キタジマ薬局	金沢市問屋町2丁目64番地	平成16年12月31日

●金沢市告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を休止する旨の届出が

あったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	休止年月日
上田歯科医院	金沢市泉1丁目7番4号	平成16年12月21日

●金沢市告示第64号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
アイリス薬局	金沢市西念2丁目36番5号	株式会社 シュウトク 代表取締役 郡司 篤子	平成17年3月1日

●金沢市告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成17年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	新旧の別	区 間	幅員 (m)	延長 (m)
一級幹線	一級幹線4号 広坂・新桜坂線	旧	広坂1丁目 100番 先から 広坂1丁目 106番1 先まで	19.4 ~ 21.0	182
		新	広坂1丁目 100番1 先から 広坂1丁目 106番1 先まで	19.8 ~ 24.4	182
一般市道	準幹線523号 浅野本・東山線	旧	東山3丁目 53番 先から 東山3丁目 53番 先まで	5.0 ~ 5.8	5
		新	東山3丁目 53番 先から 東山3丁目 53番 先まで	5.0 ~ 21.0	5
一般市道	広坂1丁目線2号	旧	柿木畠 3番 先から 柿木畠 4番2 先まで	7.4 ~ 8.9	26
		新	柿木畠 3番 先から 柿木畠 4番2 先まで	8.0 ~ 8.9	26
一般市道	広坂1丁目線9号	旧	広坂1丁目 75番 先から 広坂1丁目 235番 先まで	8.5 ~ 14.3	325
		新	広坂1丁目 75番 先から 広坂1丁目 235番 先まで	14.0 ~ 19.0	325
一般市道	三馬27号 横川6丁目線10号	旧	横川6丁目 147番 先から 横川6丁目 147番 先まで	5.7	15
		新	横川6丁目 146番1 先から 横川6丁目 147番 先まで	5.7	34

●金沢市告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成17年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
一級幹線4号広坂・新桜坂線	広坂1丁目100番1先から広坂1丁目106番1先まで	平成17年3月22日
準幹線523号浅野本・東山線	東山3丁目53番先から東山3丁目53番先まで	平成17年3月22日
広坂1丁目線2号	柿木畠3番先から柿木畠4番2先まで	平成17年3月22日
広坂1丁目線9号	広坂1丁目75番先から広坂1丁目235番先まで	平成17年3月22日
三馬27号横川6丁目線10号	横川6丁目146番1先から横川6丁目147番先まで	平成17年3月22日

公 告

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成17年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

1 実施期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

2 処理区域

金沢市全域

3 収集処理

- (1) し尿を除く一般廃棄物
発生量（見込）

区 分		発 生 量	合 計
市 の 関 与 量	燃 や す ご み	143,713トン/年	193,872トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	22,939トン/年	
	資 源 回 収 ご み	13,875トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	217トン/年	
	集 団 回 収 ご み	13,128トン/年	
民 間 処 分 量	燃 や す ご み	おおむね 3,200トン/年	おおむね 10,300トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	おおむね 1,300トン/年	
	資 源 回 収 ご み	おおむね 5,800トン/年	

収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

- (ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区 分	収 集 ・ 運 搬		収集回数	収 集 方 法	処 分 方 法
燃 や す ご み	直 営 ・ 委 託		週2回	ステーション収集	焼却
	自 己 搬 入		随 時	-	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	埋 立 ご み	直 営 ・ 委 託	月1回	ステーション収集	破碎・資源化・焼却・埋立
	粗 大 ご み	直 営	随 時	有料戸別収集	
	多 量 ご み	直 営	随 時	有料戸別収集	
	自 己 搬 入		随 時	-	

資源回収ごみ	あき缶・ペット ボトル・容器包 装プラスチック	直営・委託	月2回	ステーション収集	資源化
	あきびん	直営・委託	月1回	ステーション収集	
	金 属	直営・委託	月1回	ステーション収集	
	自 己 搬 入		随 時	-	
水銀含有ごみ	直 営 ・ 委 託		月2回	ステーション収集	資源化
	自 己 搬 入		随 時	-	

ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申し込みした後、「ごみ処理券」をはり、所定の場所へ出すものとする。

燃やさないごみの収集日には、埋立ごみと金属（全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶（一辺の長さが25センチメートル以上のもの）及びスプレー缶）を収集する。

資源回収ごみの収集日には、あき缶（一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶及びスチール缶）、ペットボトル、容器包装プラスチック及びフロン回収製品（除湿器）並びに水銀含有ごみを収集する。

また、びんの収集日には、あきびんを無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管方式）、冷蔵庫、洗濯機及び冷凍庫は、収集しない。

また、家庭用使用済パソコン及び二次電池は、メーカー等の自主回収による。

市の定める排出禁止物は、収集しない。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収 集 ・ 運 搬	収集回数	収 集 方 法	処 分 方 法
燃 や す ご み	許 可 業 者	随 時	有 料 戸 別 収 集	焼 却
	自 己 搬 入		-	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	許 可 業 者	随 時	有 料 戸 別 収 集	埋 立
	自 己 搬 入		-	
資 源 回 収 ご み	許 可 業 者	随 時	有 料 戸 別 収 集	資 源 化

イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

(ウ) 排出に使用のごみ袋は、すべて半透明ごみ袋を使用すること。

一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

「金沢^{ごみ}53ダイエットネットワーク」による減量活動の推進

家具等のリユース（再使用）の拡大など

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

「リ・さいくるフェスタ金沢」の開催

グリーン購入の普及促進など

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

家庭用生ごみ処理機設置助成など

エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

事業所の指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出など

オ 顕彰制度等の推進

優良ごみステーション表彰

学童を対象にした「3R新聞コンクール」など

資源化の方法

ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ(一部)の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付

イ 事業所に対するペットボトルの分別及び資源化の指導を強化

ウ 集団回収量の拡大のため、回収団体の増加を図るとともに奨励金を交付

エ 集団回収により回収された品目のうち、雑誌及びダンボールについて回収の促進を図るため、古紙回収業者に対し助成金を交付

オ 許可業者が収集し、又は運搬する事業系の資源回収ごみのうち、びん及びペットボトルについては、東部リサイクルプラザ及び西部リサイクルプラザにおいて受け入れする(リサイクル可能な処理をしているものに限る。)

収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量(見込)

区		分	廃棄物の量
市 関 与 量	家 庭 系 廃 棄 物	燃 や す ご み	86,561トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	7,978トン/年
		資 源 回 収 ご み	13,780トン/年
		水 銀 含 有 ご み	217トン/年
		計	108,536トン/年
	事 業 系 廃 棄 物	燃 や す ご み	57,152トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	14,961トン/年
		資 源 回 収 ご み	95トン/年
		計	72,208トン/年
	合		計
民 間 処 分量	事 業 系 廃 棄 物	燃 や す ご み	おおむね 3,200トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	おおむね 1,300トン/年
		資 源 回 収 ご み	おおむね 5,800トン/年
	合		計

施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部クリーンセンター	東部クリーンセンター
所在地	金沢市東力町八284番地	金沢市鳴和台357番地
型式・形式	全連続燃焼式ストーカー炉	全連続燃焼式ストーカー炉
処理能力	350トン/日	250トン/日
炉 数	175トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所在地	金沢市戸室新保八604番地
処理内容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処理能力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所在地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処理内容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	
処理能力	12トン/日	12トン/日

それぞれ、びんの保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所在地	金沢市戸室新保八604番地
処理内容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包
処理能力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所在地	金沢市戸室新保リ48番地1
埋立方法	サンドイッチ工法
埋立容量	3,946,000立方メートル
埋立残容量	1,787,810立方メートル

(2) し尿

発生量(見込)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	3,665キロリットル/年	25,179キロリットル/年
浄化槽汚泥	21,514キロリットル/年	

収集・運搬及び処理方法

区 分	収 集 ・ 運 搬	処 理 方 法
し 尿	許 可 業 者	好気性消化一次処理方式
浄化槽汚泥		

収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込)

区 分	廃 棄 物 の 量	収 集 回 数	収 集 方 法
し 尿	3,665キロリットル/年	定 期 収 集	有 料 戸 別 収 集
浄化槽汚泥	21,514キロリットル/年		
合 計	25,179キロリットル/年		

施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所在地	金沢市東力町八3番地1
処理方式	好気性消化一次処理方式
処理能力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町八272番地
処 理 方 式	標準活性汚泥法
処 理 能 力	110,000立方メートル/日

ウ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地 1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,787,810立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の減量化に関する事項、廃棄物の適正な処理に関する事項、その他市長が必要と認める事項について審議する。

(2) 金沢市ごみ問題懇話会

環境保全が問題になっている今日、ごみの減量化、再資源化等の諸問題を各々の立場から検討し、住みよいまちづくりに努める。

(3) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、清掃思想の普及拡充を図るため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力、その他の活動を行う。

(4) 金沢市不法投棄連絡員

不法投棄を未然に防止するためのパトロール業務及び早期発見・早期対応を図るため、特に山間地を中心に連絡員を置く。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	登録年月日
68	有限会社 ライフアセスメント	金沢市旭町3丁目13番23号	平成17年3月11日

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成17年3月23日から同年4月5日まで金沢市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成17年3月23日から同年4月12日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地 区 計 画	戸板第二地区地区計画	金沢市若宮町、薬師堂町、出雲町、桜田町、示野中町及び示野町の一部	別図（登載省略）のとおり

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市戸板第二土地区画整理組合	平成14年1月21日から平成23年3月31日まで	金沢市若宮町へ、ト及びチ、北町乙、薬師堂町イ、ロ、ハ及びニ、出雲町イ及び二、藤江南1丁目、桜田町サ及びク、桜田町1丁目、桜田町2丁目、示野中町イ及びロ、示野町ロ、ハ、ニ、ト、チ及びリ、松村3丁目並びに松村4丁目の各一部	金沢市若宮2丁目27番地	平成14年1月11日	平成17年3月17日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市戸板第二土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備部定住促進局区画整理課	午前9時から午後5時30分まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路として、平成17年3月10日に次のとおり指定したので公告します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

路線名	道路として指定した区間			
	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)
3・3・6 鈴見新庄線	金沢市窪2丁目286番1先	金沢市窪2丁目590番1先	6.0	45.0
3・3・6 鈴見新庄線	金沢市窪2丁目42番1先	金沢市窪2丁目66番1先	6.0	60.0
3・3・6 鈴見新庄線	金沢市窪2丁目371番1先	金沢市窪2丁目370番4先	6.0	34.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成17年3月22日

金沢市長 山 出 保

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市横枕町ハ51番1及び51番3から51番7まで	道路 金沢市横枕町ハ51番4	金沢市間明町2丁目194番地 有限会社 東山地所 代表取締役 荒矢 勇三
金沢市横枕町イ24番1及び24番3から24番6まで	道路 金沢市横枕町イ24番4	金沢市間明町2丁目194番地 有限会社 東山地所 代表取締役 荒矢 勇三

金沢市西泉2丁目107番1から107番5まで、108番2、128番2及び129番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市西泉2丁目107番1、108番2、128番2及び129番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市本江町11番33号 株式会社 永和地所 代表取締役 田島 勇
金沢市米泉町3丁目86番1から86番5まで	道路 金沢市米泉町3丁目86番4	金沢市東力2丁目157番地 有限会社 エスプリハウジング 代表取締役 東 永生

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第573回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月22日

金沢市農業委員会

農地部会長 山 本 外 二

1 日時

平成17年3月28日 午後3時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第8項に規定する同意書について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

●金沢市農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第313回金沢市農業委員会農政部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月22日

金沢市農業委員会

農政部会長 中 村 秋 雄

1 日時

平成17年3月28日 午後4時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

平成17年度金沢市農林部主要施策について

●金沢市農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第283回金沢市農業委員会振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月22日

金沢市農業委員会

振興部会長 山 下 公 一

- 1 日時
平成17年3月28日 午後4時
- 2 場所
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
平成17年度金沢市農林部主要施策について

平成17年(2005年)3月22日 印刷
平成17年(2005年)3月22日 発行

定価 100円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄